

和3年（ワ）第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件
原告 江藏 智
被告 東京都

原告第14準備書面

2024年9月3日

東京地方裁判所民事第16部乙B係 御中

原告代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 小 川 隆太郎

同復代理人弁護士 平 岡 秀 夫

標記事件について、原告は、以下のとおり弁論を準備する。

- 1 原告は、本年9月1日に原告とは別の新生児取り違え事件の被害者（T氏）から電話で話を聞くことができた。その通話内容は甲73号証のとおりである。同内容から下記のことが指摘できる。

なお、T氏の取り違え事件の概要については甲74号証の記事に掲載されている。甲74号証の記事ではT氏は「Aさん」として表記されている。また、T氏及びその血縁上の兄弟らが産院の開設者を相手に提訴した損害倍諸請求訴訟の一審判決（確定）が甲76号証である。

記

- ① T氏は、赤ちゃんの時に産院で取り違われたが、60歳で生みの親を知ることができ、生みの親は既に他界していたものの、その子どもである実の兄弟との実りある兄弟関係を築くことができた。

- ② T氏は、まず、真実の兄を探しているある人から依頼を受けたという探偵の訪問を受けた。自らも、育ての親との親子の血縁関係の疑問を持っていたT氏は、逡巡した末にその調査に協力し、のちに真実の弟と分かった人と会い、DNA鑑定を受けて、血縁関係が確認された。
- ③ 貧しい家庭に育ったT氏の血縁上の家族は裕福な家庭であり、血縁上の兄弟は大学まで進学し、会社を経営したり、一部上場企業に勤めていた。相手方の家庭においても、T氏と取り違えられた「Bさん」は、他の兄弟と似ておらず、性格も違い家族の中で孤立していたようである。
- ④ T氏は、「自分の生まれた昭和28年に戻してもらいたい」と述べているが、「弟たちに残り20年間、一緒に交流して生きて行こうといわれたときは、すごくうれしかった」とも語っている。
- ⑤ T氏の弟たちは弁護士に依頼して戸籍上の兄である「Bさん」の生まれた日の産院の分娩台帳を検証した。当日の出生は七人であったが、全員分を入手することができた。うち女兒が三人であり、四人の男児が調査対象であった。出生時間が最も近接していたT氏から調査を開始し、体格や顔つきが似ていたために、探偵がT氏を訪問し、調査を依頼し、探偵の勧めに応じて、T氏は弟と面会した。
- ⑥ T氏が病院を訴えた裁判では、慰謝料が3200万円が認められた。T氏の育った家庭では、父は一歳でなくなり、母がひとりで三人の兄弟を精一杯育ててくれた。T氏は、今も、貧しい家庭で彼を育ててくれた育ての母に感謝の気持ちを述べている。
- ⑦ T氏は、真実の両親とは死別のために会うことはかなわなかったが、新しく縁をむすんだ血を分けた兄弟と、マージャンをしたり、年に何度も一緒に旅行したりする時間を過ごしている。失われた時間を取り戻すことはできずとも、真実がわかることで、そこから新しい実りある関係が始まっている。
- ⑧ T氏は、原告代理人に対して、「調査されて迷惑だと思ったことは一切ない、

自分を探してくれた弟たちに心から感謝していること。江藏さんの裁判がうまくいくことを祈っている。」と語った。

- 2 以上より、取り違えの相手方や第三者の意向やプライバシーに対しては配慮すべきものの、実際に原告が求める調査方法を実施したとしても、相手方や第三者との関係で問題が生じる現実的な可能性は極めて低いといえる。

またT氏が血縁上の兄弟と時間を取り戻すかのように親しく交流を深めている様子からは、原告が、親だけでなく、T氏のように兄弟などの他の家族からも引き離されている可能性があり、現状は、原告に対して、親や兄弟などとの人的交流の喪失という極めて重大な被害を与え続けているといえる。

以上